

就学援助の申請を 受け付けます



市では、経済的な理由などによって、公立小・中学校で掛かる費用が大きな負担となっている家庭に対して、教育費の一部を援助しています。

30年度に、この制度を受けることができるのは、次のいずれかに該当する方です。

①生活保護の停止または廃止を受けた方（ただし、認定基準を上回る収入がある場合や転出の場合を除く）

②市民税・都民税、固定資産税、国民年金などの掛け金などが減免の方

③児童扶養手当の支給を受けている方

④生活保護基準に準ずる世帯（準要保護）で、「生計を一にする全員」の29年分の総収入が認定基準以下の方

認定基準などの詳細は、4月上旬に児童・生徒を通じて配布する「就学援助についてのお知らせ」をご覧ください。70・7779へ。

申請は4月16日（月）～20日（金）の午前9時～正午、午後1時～5時（18日（水）は午後7時まで）、市役所6階602会議室で受け付けます。詳しくは学務課学事係☎470・7779へ。

市立小・中学校の 学校閉庁日の実施について

都教育委員会では、学校の働き方改革に向けて検討を進めており、市でも、市立小・中学校の教職員が安心して働ける環境を整え、心身共に健康な状態で子どもたちと向き合う学校づくりに取り組んでいます。

【実施予定日】8月13日（月）17日（金）

詳しくは指導室☎470・7781へ。

20歳を迎えた学生は「学生納付特例」のご利用を

20歳以上60歳未満で日本国内在住の方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

日本年金機構では、20歳を迎える方へ誕生日の前月・当月に、保険料や支払方法など詳しい内容が記載された「リーフレット」と「国民年金被保険者資格取得届」が送付されます。

学生で支払いが困難な場合は「学生納付特例」が申請できます。これは、所得



が少ない学生を対象とした保険料の納付が猶予される制度です。

申請は、学生証・年金番号が分かるものまたはマイナンバー確認書類・身元確認書類を持参の上、市役所または年金事務所まで手続きができます。

※対象になる方は、大学や専門学校など（学校法人で規定されている修業年限が1年以上の課程がある学校）に在籍し、本人の前年所得が基準以下の方です。

申請後、日本年金機構から「承認又は却下通知」が届きます。承認となった場合は、10年以内なら後から納めること（追納）ができ、追納した期間は保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。

追納する対象期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認

された期間の当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。追納保険料は、承認期間のうち古い月の分から納付することになります。

なお、29年度に「学生納付特例」に承認されていた方で、30年度も引き続き同一の学校に在学予定の方は3月末に送付されたはがき形式の「学生納付特例申請書」で、必要事項を記入の上、返送すれば申請ができます。また、制度を利用せず保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付しますので、ご連絡ください。詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411または、ねんきんダイヤル☎0570・05・1165へ。

自治会活動のご案内 ～地域参加への第一歩～



身近な暮らしを支えるネットワーク

自治会は、個人では対処することが難しい災害時の助け合いや防犯対策などを行うことを通じて、地域のつながりを深め活性化するとともに、防災訓練、親睦を深めるためのフリーマーケットや各種レクリエーションなどさまざまな活動が行われ、多くの方が参加しています。昨今ではライフスタイルや価値観の変化により、現世代の加入率が減少し、活動に支障を来す自治会も多くなっています。

持つことが大切です。市内には、明るく住みやすい地域づくりを行うために組織された自治会が約130団体あります。自治会では、廃油回収や資源ごみの集団回収などの環境美化活動、犯罪抑止のための防犯ウォーキングや防災訓練、親睦を深めるためのフリーマーケットや各種レクリエーションなどさまざまな活動が行われ、多くの方が参加しています。昨今ではライフスタイルや価値観の変化により、現世代の加入率が減少し、活動に支障を来す自治会も多くなっています。

市立小学校に 特別支援学級を開設します

30年4月から、神宝小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級（なのはな学級）を新設します。市では、特別支援教育におけるよりよい教育環境を整備し、子どもたち一人ひとりの健やかな成長を促す、丁寧な指導や支援に取り組んでいます。詳しくは指導室特別支援教育係☎470・8032へ。

30年度「地域の底力発展事業助成」 申請事業を募集中

都は、地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題解決を図るための取り組み（催し・活動など）を支援するため、「地域の底力発展事業助成」を実施しています。

【対象団体】都内に所在する町会・自治会

【対象事業】次の通り

①地域の課題解決のための取り組み

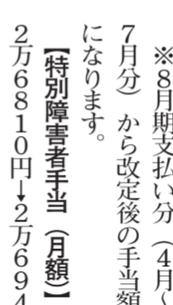
②都が取り組む特定施策の推進につながる取り組み5区分

▼防災・節電活動▼青少年健全育成活動▼高齢者の見守り活動▼防犯活動▼オリンピック・パラリンピック気運醸成活動

③複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取り組み

④単一町会・自治会が他の地域団体（町会・自治会・自治

児童扶養手当 特別児童扶養手当のご案内



児童扶養手当・特別児童扶養手当を振り込みます

次の通り改定されました。

【児童扶養手当（月額）】

29年12月～30年3月分の児童扶養手当・特別児童扶養手当を指定預金口座に振り込みます。振込日は児童扶養手当が4月12日（木）、特別児童扶養手当が4月11日（水）です。

【特別児童扶養手当（月額）】

特別児童扶養手当が児童青少年課助成支援係☎470・7736、特別障害者手当・障害者福祉手当が障害福祉課☎470・7747へ。

障害者福祉事業 タクシーなどの移送代、 ガソリン費などを助成します

市では、市内在宅で身体障害者手帳1・2級および3級（内部障害のみ）または愛の手帳1・2度をお持ちの方を、タクシー代またはガソリン費を助成しています（左表1）。助成には所得制限があります（左下表2）。なお、施設入所している方は対象には含まれません。

申請がまだの方は障害福祉課（市役所1階）で申請を行ってください。申請した月からの認定になります。

詳しくは同課管理係☎470・7747へ。

表1 福祉タクシー事業・ガソリン費助成事業の対象・内容など

区分	福祉タクシー事業	ガソリン費助成事業
対象	①身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級） ②愛の手帳1・2度	（内部障害は3級）
助成内容	6カ月間上限1万円	3カ月間上限8,250円（1ℓにつき55円。150ℓまで）
請求方法	請求書に領収書・レシートを添付して提出	
請求月	4月・10月	4月・7月・10月・1月
申請に必要なもの	①身体障害者手帳または愛の手帳 ②認め印（スタンプ式は不可） ③本人の口座が分かるもの ④車検証（ガソリン費助成申請の場合のみ） ※登録車両は本人または同居親族の車両のみ。 ⑤29年度課税（非課税）証明書（転入などで東久留米市で所得確認ができない方のみ）	

表2 福祉タクシー事業・ガソリン費助成事業の所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額
0人	473万5,000円
1人	516万8,000円
2人	560万3,000円
3人	603万8,000円
4人	647万3,000円
5人	690万8,000円

※扶養親族数6人以上は、1人増すごとに43万5,000円を加算します。
※ガソリン費助成は世帯全員の所得確認が必要です。